

策定年月	平成 6年 3月
変更年月	平成14年 3月
変更年月	平成16年 3月
変更年月	平成19年 3月
変更年月	平成21年 8月
変更年月	平成22年 6月
変更年月	平成26年 9月
変更年月	令和 2年12月
変更年月	令和 5年 7月

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年7月

徳島市

目 次

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 現状と課題	1
2 農業・農村振興の目標	1
(1) 「健やか新鮮ブランド産地・徳島」づくり	
(2) 基本的方向	
(3) 強化促進に向けた施策	
3 効率的かつ安定的な農業経営の目標	2
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	2
(1) 新規就農の現状	
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標	
(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた徳島市の取組み	
(4) 地域ごとに推進する取組み	
5 強化促進に向けた具体的施策項目	3
(1) 優れた農業経営の確立	
(2) 多様な担い手の育成・確保	
(3) 優良農地の確保と効率的利用	
第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営等の指標	10
1 各営農類型ごとの共通事項	10
2 地区別の振興品目と営農類型別経営指標	11
第3章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の指標	15
新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	15
第4章 第2章及び第3章に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に 関する事項	20
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	20
2 市町村が主体的に行う取組	20
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	21
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報 収集・相互提供	21
第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関す る目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	22

1	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの 目標	22
2	効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の集約についての目標	22
3	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	22
第6章 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項		24
1	利用権の設定等を促進する事業	24
(1)	法第18条第1項の協議の場を設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域 の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	
(2)	利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	
(3)	利用権の設定等の内容	
(4)	開発を伴う場合の措置	
(5)	農用地利用集積計画の策定期間	
(6)	申請及び申出	
(7)	農用地利用集積計画の作成	
(8)	農用地利用集積計画の内容	
(9)	同意	
(10)	公告	
(11)	公告の効果	
(12)	利用権の設定等を受けた者の責務	
(13)	農業委員会への報告	
(14)	紛争の処理	
(15)	農用地利用集積計画の取消し等	
2	農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	32
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用 地利用改善事業の実施の基準に関する事項	32
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進	
(2)	区域の基準	
(3)	農用地利用改善事業の内容	
(4)	農用地利用規程の内容	
(5)	農用地利用規程の認定	
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	
(7)	農用地利用改善団体の勧奨等	
(8)	農用地利用改善事業の指導、援助	
4	委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業	35
(1)	農作業の受委託の促進等	
(2)	地域計画の実現に向けた取組	
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事業	35
(1)	農業経営改善計画認定制度の推進	
(2)	農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との関係	
(3)	推進体制等	

第7章 その他	37
別紙1 (第5章の1(1)⑥関係)	38
別紙2 (第5章の1(2)関係)	39

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 現状と課題

徳島市は、吉野川がもたらす肥沃な農業地帯を有し、京阪神地域を中心とする大消費地域への生鮮農産物の供給産地として発展し、多品目の農産物の生産と多様な経営体が存在し、他産地に例の少ない個性豊かな生産地を形成している。

また、徳島市の農業・農村は、①市民や京阪神地域などへの新鮮で安全な食料の供給、②若者をはじめ女性、高齢者など誰でも参加できる就業の場、③やすらぎと潤いのある市民の快適で豊かな生活空間、④緑豊かな自然環境や景観の維持・保全、という市民生活にとって重要な役割を果たしている。

しかし、近年の輸入農産物の増加、農産物価格の低迷、就農者の高齢化や担い手不足、消費者の食の安全・安心に対する関心の高まり、気候変動等に伴う激甚化・頻発化する自然災害など、様々な課題に直面しており農業を取り巻く環境は厳しさを増している。

また、「徳島県みどりの食料システム戦略基本計画」に沿って、新たな成長戦略として期待されるDXやGXの実現に向け、農林水産業の飛躍的な生産性向上につながるスマート技術の現場実装や、気候変動適応や温室効果ガス削減を通じた革新的なイノベーションの推進など、未来を見据えた取組を積極的に推進していくことが求められている。

今後においては、本市農業の特徴を生かしながら地域資源の保全に努め、農業の構造改革と攻めの農政への取組み、新しい担い手の育成や支援の強化、食の安全・安心に関する市民の信頼確保等について、中長期的視点に立ち新たな施策を進める必要がある。

2 農業・農村振興の目標

(1) 「健やか新鮮ブランド産地・徳島」づくり

本市は、このような情勢の変化や新しい消費者ニーズに対応した農業・農村づくりや農用地の利用集積等を展開するため、「地域計画」における目標地区の達成に向けた活動を加速させる。また、「健やか新鮮ブランド産地・徳島」づくりを目標に置き、「多様な担い手による優れた農業経営」、「新鮮で安全・安心な農産物の供給」、「地域資源の保全と農村振興」の3つをその基本的方向とする。さらに、農業経営基盤の強化の促進に向けた施策として3つの柱を設けるものとする。

(2) 基本的方向

- ① 「多様な担い手による優れた農業経営」
- ② 「新鮮で安全・安心な農産物の供給」
- ③ 「地域資源の保全と農村振興」

(3) 強化促進に向けた施策

- ① 優れた農業経営の確立
- ② 多様な担い手の育成・確保
- ③ 優良農地の確保と効率的利用

3 効率的かつ安定的な農業経営の目標

地区ごとに今後10年間を見通した振興品目及び、営農類型別の経営モデルを示し、これを指標として、地区の実態に即した農業経営の推進に努める。

また、本市の認定農業者の認定に際しては、次の農業経営の年間所得額及び労働時間を目標基準とする。

○ 主たる従事者の目標所得と労働時間

区 分	目 標
年 間 所 得	440万円
年 間 労 働 時 間	おおむね2,000時間

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

徳島市の令和4年度の新規就農者は2人であり、過去3年間ほぼ横ばいの状況となっているが、各地域での基幹作物の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、徳島市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標及び「徳島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を踏まえ、徳島市においては年間10人の当該青年等の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

徳島市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を目標とする。

○ 主たる従事者の目標所得・労働時間

区 分	目 標
年 間 所 得	300万円
年 間 労 働 時 間	おおむね2,000時間

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた徳島市の取組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農業経営・就農支援センター(徳島県農業会議)はもとより、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業支援センターや地域連携推進員、農業協同組合、各営農経済センター等が重点的な指導や相談に応じるなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組み

① 都市的及び平地農業地域(平坦部)

新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

② 中間農業地域(中間部)

新規就農施策を推進するため、実践的講義の実施や先進地視察・研修等、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、将来的に産地を強化できるような担い手の育成における取組を一体的に進めていく。

5 強化促進に向けた具体的施策項目

(1) 優れた農業経営の確立

将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助成することを旨として、意欲と能力のあるものが農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

本市は、農業協同組合、農業委員会、県農業支援センター等が濃密な指導を行うため連携して、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活

動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

さらに、農業者には高付加価値型農業や生産効率の高い農業等高度な生産技術の他に、優れた農業の経営感覚と能力が求められている。

このため、効率的かつ安定的農業経営が確立できるよう、次の取組みを進める。

① 産地育成と販路確保による農産物ブランド化の推進

産地育成については、多品目の農産物の生産と複合経営という本市の特徴を一層活かした産地づくりを目指し、販売については、安全・安心なブランド化推進品目を中心に、関係機関との連携や観光事業とのタイアップにより消費者に情報発信を行い、これまでの京阪神地域へのPRとともに首都圏や新たな需要の掘り起こし及びそれに合わせた供給力の確保に努め、農産物のブランド化を推進する。

② 新技術や省力化技術の導入・普及等

効率的かつ安定的農業経営に必要な新技術や省力化技術の導入・普及等については、国、県の施策を積極的に活用し、農業関係機関と連携して支援を行う。

ア 栽培方法の新技術の導入等

農業低減技術や省エネ栽培、生産安定技術をはじめ、植物工場やICTを活用したスマート農業等の新技術の導入においては、地域の実情に応じて試験導入や普及等支援を行いつつ、積極的に情報収集し、関係機関との連携をもって普及を図っていく。

イ 農産物輸出の取組み

近年、海外における日本食ブームにみられるように、日本食及びその食材に対する需要の増加が見込まれることから、本市農産物の輸出による海外での販路開拓の実現に向けて、県・JA等関係機関と連携して市場調査・品目の選定等の取組みに努める。

③ 農業資金の活用

意欲ある認定農業者、あるいは認定就農者等の資金調達を支援するため、経営目標に向けた取組みに必要な資金（農業経営基盤強化資金・青年等就農資金等）の情報収集及び活用促進を進める。

④ 営農・経営支援体制の強化

農業者の営農・経営等の改善を支援するための相談窓口としては、「徳島市農業サービスセンター」を本市に、「地区農業サービスセンター」を農業協同組合各支所に設置し、営農指導、資金の相談、農地の賃貸、各種支援の情報提供や調整業務にあたっている。

今後はより一層の連携強化による支援体制の充実強化を図るため、「人・農地プラン」見直し及び「地域計画」の地域座談会の活用や「徳島市農業再生協議会」との連携を図り、県農業支援センター、農業委員会、農事実行組合とも連絡調整を行い、多様化した農業者相談への適正な対応に努める。

(2) 多様な担い手の育成・確保

本市においても、就農者の高齢化や担い手不足が深刻化している。このような状況の中で、本市の農業が持続的に発展するためには、認定農業者をはじめ、集落営農、農業法人のほか、女性農業者や高齢者の参画も必要である。

こういったことから、本市では、これら多様な担い手を支援するとともに、特に、次世代の本市農業を担う新規就農者の育成定着に向けて取組みを進める。

① 認定農業者の育成・支援

認定農業者は、効率的かつ安定的な経営体として地域農業の牽引役となることが期待され、今後、各種施策がこれら担い手に集中化・重点化することとされている。

このため、積極的に認定農業者制度の啓発を行い、自らの経営発展を目指す農業者の育成支援を進める。また、「人・農地プラン」及び「地域計画」の中心的経営体としても位置づけを進め各施策を集中的に行っていくことで、経営発展への支援につなげ、経営感覚に優れた経営体を確保育成していくことで、地域農業の発展を図る。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導助言を行う。

② 新規就農者の育成・支援

新規就農者は、農業次世代人材投資事業や新規就農者育成総合対策事業により農業に取り組みやすくなっており、本市でも多くの青年が農業に参入している。今後、これら新規就農者が経営ビジョンと責任を持って経営参画し、地域の担い手として定着できる環境づくりを行う必要がある。

ア 新規就農者に対する相談窓口の設置

徳島市で農業に取り組みたい人や農業に携わる人材を幅広く育成・確保するため、新たに農業を始める場合の支援等相談窓口として「徳島市農業サービスセン

ター」を設置し、認定就農者への誘導や国の資金制度活用等を進めながら、就農定着へ向けたアドバイスを行う。「徳島県農業経営・就農支援センター」と連携し、不安や疑問に応えるための情報提供や相談を行う。

イ 新規就農者の受け皿体制づくり

新規就農者については、本市、農業協同組合、県農業支援センターのフォローアップ担当を定めており、今後とも営農・経営・支援相談の体制強化に努める。

「人・農地プラン」及び「地域計画」の地域座談会を活用し、地域の中心となる経営体として地域で育てていく体制づくりを行う。

ウ 青年新規就農者ネットワークの構築

次世代投資資金交付対象者を中心に青年新規就農者ネットワークを構築し、県とも連携し、定期的に技術・経営等に関する講習会、及び会員相互や先輩農業者との交流会等を開催し、知識や技術の習得のほか、情報交換等による新規農業者の経営力やスキルアップにつなげる。

エ 資金・農地情報等の提供

就農にあたって必要な資金については、資金制度の情報提供に努める。農地の貸借・売買に関する情報については、農地中間管理機構等の活用も図り、農業委員会とも連携しながら情報の収集・提供や貸借のマッチングを行うほか、各種支援措置の紹介等を行う。

オ 就農計画策定等の支援

農業協同組合及び県農業支援センター等と連携し、新規就農者が自立した経営を行うための就農計画策定を支援する。

③ 集落営農の推進

地域内の農業者が農作業の一部又は全部を共同化し地域の営農を行う集落営農は、全国の水稲単作地域で多くが組織化されているが、本市においては組織化が十分進んでいない。しかしながら、今後の一層の労働力不足に対応するため集落全体での労働力確保、機械の効率利用は重要である。

このため、本市においても、地域の特色を生かした組織づくりにおいて県と協力し、参加する農家の役割・運営等に関する相談、場の提供、立上げ時の支援等を行い、農地中間管理機構を活用した支援措置や「人・農地プラン」及び「地域計画」の地域座談会での効果的な農地貸借を進め、組織化に向けて集落営農を推進する。

④ 法人化の推進

優良な農業経営により安定的な雇用確保を図るためには、農業経営の法人化や有限責任事業組合の設立は有効な手段手法であることから、意欲のある農業者を支援するため、関係機関と協力し相談・助言・指導等を行う。

⑤ 女性農業者の活動支援

女性農業者は、就農者の半数以上を占めており、また女性目線での農産物加工品づくり等本市農業を支える重要な役割を担っている。

このため、農業・農村における女性の活躍の場の拡大と起業による地域活性化等を支援する。

ア 女性農業者の活躍の場の拡大

女性の認定農業者の活躍、家族経営協定の締結、農業協同組合役員や農業委員への登用等指導的立場に立つ女性の増加をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けた、意識改革は少しずつ進んでいる。

本市では、女性農業者が農業経営や地域社会で積極的に参画できるよう集落や地域レベルでの環境づくりを推進する。

イ 女性農業者の起業支援

女性農業者グループは、農産物直販所の開設、加工品の製造・販売等を通じて起業活動を行い、地域経済の活性化に役立っている。今後は、さらに直販所等の経営強化が図られるよう新規作物の導入も含めた品揃えの充実、加工製品の開発等の取組みに対し、積極的な支援を行い、6次産業化への取り組みにつなげる。

⑥ 高齢者の活動支援

農業・農村は、今後高齢化が一層進行し、リタイアする農業者も増加するとされているが、高齢者の経験・技術・知恵・能力を活かし、次世代に伝承することで、生き甲斐を持って活躍ができる環境づくりに努める。

ア 定年帰農者の育成

定年帰農者の育成については、就農に必要な生産技術や資金制度等に関する研修や指導について、県・農業協同組合と協力して取り組み、体力に応じた安全な作業と健全な農業経営が実現できるよう適切な就農指導を行う。

イ 農業・農村を通じた社会活動への取組み

高齢者の経験・技術・知恵・能力等を活かし、市民・子供への農業体験の指導、新規就農者等の勉強会における技術指導等での活用を図るほか、伝統文化の継承等の社会活動への取組みを支援する。

⑦ 農業雇用労働力の確保

ハローワーク・シルバー人材センター・民間職業派遣会社・外国人研修技能実習制度等を活用し、農業雇用労働力の確保に努めるほか、食農教育・福祉等とからめたNPO、ボランティア等の活用や、観光農園化による収穫作業の軽減等の取組みを検討する。

長期労働力の確保対策としては、集落営農の推進やファームサービスの充実、農業者の法人化を推進していく。

⑧ ファームサービス事業体等の育成・強化

本市におけるファームサービス事業体は、水稻に関わる作業がほとんどであり、地域農業の生産力維持や専業経営体の労働力補完等の機能を果たしている。

また、農業協同組合においてはアグリサポートセンターや椎茸培養施設、各集出荷施設がファームサービスとしての役割を担っている。これら事業体の育成や新

サービスへの取り組みに対して支援を行い、農作業の共同化、外部化を進め、野菜・果樹や雑草管理等の部門についてもサービスが広がるよう条件整備を行う。

⑨ 農家以外の農業事業者（企業等）の参入支援

建設業や食品関連産業等は、その有する機械、設備、ノウハウにより農業参入が進んでいる。本市でもこういった農業事業者のノウハウを農業活性化に生かすために、「地域共存型」の農業参入を支援する。

(3) 優良農地の確保と効率的利用

本市の農地面積は、都市化により少しずつ減少を続けており、耕地利用率も低下傾向にある。また、高齢化等を背景に耕作放棄地は増加し、一方で相続等を契機に市街地の農地（緑の空間）は減少している。今後、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すためには、優良農地の確保と効率的利用が課題である。

このため、農地中間管理機構を活用した農地の集積を進めるほか、耕作放棄地の実態把握と解消、市街の農業を支援することによる、やすらぎの空間の確保等への支援の取組みを進めていく。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、地域農業を担うものとして、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

① 農地中間管理機構の活用

国では担い手不足対策や高収益の大規模農家育成へ向け、平成26年に農地集積を目的とする農地中間管理機構を都道府県に1つ整備した。

本市でもこの仕組みを活用し、規模拡大を志向する農家への農地集積を進めるが、小規模零細な農地も多く存在することから、担い手同士の農地の交換分合や分散錯ほの解消等、本市農業に適した機構の活用を図る。

② 農地管理情報データベースの利用

農地の流動化・利用調整・営農指導等を効率的に進めるためには、各地域の農地の一筆ごとの形状・利用状況・農作業受委託等の情報のデータベース化が有効であるため、農業協同組合・農業委員会等による農地管理情報データベースを活用し、農地の流動化、利用調整等を効率的に進める。

③ 耕作放棄地の発生防止と有効利用

耕作放棄地については、就農者の減少・高齢化に伴い、今後、生産条件が不利な地域を中心に増加が懸念される。このため、その解消や発生防止等については、関係機関との連携を密にし、組織的に取り組んでいく。

④ 有害鳥獣による被害防止対策

イノシシ・サル・カラス等の鳥獣被害については、近年の急激な被害増加により、農業者の営農意欲も減退していることから、鳥獣被害防止は今後の重要な取り組みとなる。

猟友会等と連携し、関係法令に基づいた計画的な個体数の調整に努めるほか、国の事業を活用した防護柵の設置支援や捕獲用機材の導入支援など行い、講習会などによる住民の意識改革を実施して被害防止を図る。

⑤ 市街地農業の支援

本市では、市街地においても優良農地が多く存在し、産地形成や農地保全がなされている。また、市街地の農地は都市に重要な緑地や、新鮮な野菜の提供、農にふれあう機会ややすらぎを与えるとといった多面的機能を有している。しかしながら、国・県の支援策のほとんどは農業振興地域が対象となっており、市街地の農地は支援の恩恵をうけられていないうえ、農業を続けていくには税制面の負担も大きい。

このため本市では、こうした市街地において今後も農業を続ける意思を持ったやる気のある農業者に対して農業を続けていけるようなハード面、ソフト面での支援を検討する。

第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営等の指標

「健やか新鮮ブランド産地・徳島」を実現する各地域ごとの営農類型別経営指標を示すと次のとおりである。また、各地域ごとの振興品目（基幹品目）を併せて示す。

1 各営農類型ごとの共通事項

課 題	経 営 管 理 の 方 法 ・ 農 業 従 事 の 態 様 等
安定的・持続的な経営展開	<ul style="list-style-type: none"> ・経営管理の熟度に応じて法人化し、経営の安定と強化に努める。 ・経営移譲を円滑に行い、経営の維持性・安定性を確保する。
適正な労務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・労務管理や報酬配分が適正に行われるよう努める。 ・構成員各員においても組織内の役割、専門分野の能力向上に努める。
個性ある経営展開	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記による記帳を行う。 ・労働時間、作業内容等についても記録し経営改善の手がかりとする。 ・記帳の結果を計画的な作付け、労働配分に生かす。 ・家族経営協定の締結に基づき給料制を導入する。
労働生活環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関連法等の主旨を遵守し、近代的な労働環境の整備に努める。 ・健康診断の受診、社会保険への加入等従事者の福利厚生に努める。 ・農業機械、農薬の使用等、安全衛生の知識の向上に努める。 ・複式簿記記帳・経営管理のための労力も労働時間にふくめて、家族労働者への適正な労働報酬の支給を行う。 ・定休制の導入を進める。
過重労働からの解放	<ul style="list-style-type: none"> ・労働ピーク時にはファームサービス事業体、ヘルパー等を効率的に活用し過重労働の防止に努める。また、単に労働力補完にとどまらず、作業の効率化の有効な手段として積極的に取入れ、規模拡大と経営強化を図る。 ・省力化のための機械、装置等の導入、整備を進める。
地域社会との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の実態に応じて地域内の他経営体へ労働力を供給し、地域内の労働需給を図りながら所得の向上を図る。
健康でゆとりのあるライフスタイルの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・農閑期の長期休暇による心身のリフレッシュや、ゆとりの創出等農家の良さを生かした楽しみとゆとりのある生活の実現を目指す。 ・地域特産物や自家生産物を生かして、豊かな食生活の実現に努める。

2 地区別の振興品目と営農類型別経営指標

〔 渭東地区／平坦部 〕

振興品目 基幹品目 ねぎ

営農類型	経営規模	技術・基本装備	生産量 ()内は10a当たり	労働力	収入・所得 家族労働
ハウスねぎ (年2.5作) + ねぎ(年2作)	ハウスねぎ(年2.5作) 10a ねぎ(年2作) 80a	ネット施設一部導入(露地) 全自動皮むき洗浄機 性フェロモン利用 優良品種導入	ハウスねぎ 6,250 kg (一作 2,500) ねぎ(年2作) 40,000 kg (一作 2,500)	総労働時間 6,534 時間	粗収入 18,500 千円 所得 5,124 千円 家族労働 4人

〔 八万地区／平坦部 〕

振興品目 基幹品目 しいたけ、なのはな、花き

営農類型	経営規模	技術・基本装備	生産量 ()内は10a当たり	労働力	収入・所得 家族労働
洋ラン鉢物	洋ラン鉢物 60a	優良品種の導入 ハウス 自動管理装置 専用輸送車	洋ラン鉢物 19,800 鉢 (3,300)	総労働時間 7,542 時間 (内雇用労働) 2,928 時間	粗収入 39,492 千円 所得 5,088 千円 家族労働 2人 ピーク時4名雇用

〔 勝占地区／平坦部 〕

振興品目 基幹品目 いちご、なのはな、みかん、ブロッコリー、花き
夏期 オクラ

営農類型	経営規模	技術・基本装備	生産量 ()内は10a当たり	労働力	収入・所得 家族労働
水稻 + いちご	水稻 50a いちご(高設栽培) 30a	早期米の推進 高設養液栽培 ウイルスフリー株の導入 ハウス 自動管理装置 無人防除機	水稻 2,450 kg (490) いちご 12,000 kg (4,000)	総労働時間 5,391 時間 (内雇用労働) 2,391 時間	粗収入 15,366 千円 所得 5,146 千円 家族労働 2人 ピーク時2名雇用

〔 多家良地区／中間部 〕

振興品目 基幹品目 しいたけ、きゅうり、いちご、なのはな、キウイフルーツ、みかん
夏期 加工用赤しそ、オクラ、ニラ、ハウスすだち、ハウスみかん

営農類型	経営規模	技術・基本装備	生産量 ()内は10a当たり	労働力	収入・所得 家族労働
ハウスみかん + 露地みかん	ハウスみかん 15a 露地みかん 110a (晩成貯蔵)	マルチ栽培の普及 ハウス自動管理装置・かん水 施設・無人防除機 マルチ栽培の普及 優良品種への更新 貯蔵庫	ハウスみかん 7,500 kg (5,000) 露地みかん 44,000 kg (4,000)	総労働時間 3,720 時間 (内雇用労働) 823 時間	粗収入 15,750 千円 所得 4,436 千円 家族労働 2人 ピーク時2名雇用
水稻 + いちご	水稻 50a いちご(高設栽培) 30a	早期米の推進 高設養液栽培 ウイルスフリー株の導入 ハウス自動管理装置 無人防除機	水稻 2,450 kg (490) いちご 12,000 kg (4,000)	総労働時間 5,391 時間 (内雇用労働) 2,391 時間	粗収入 15,366 千円 所得 5,146 千円 家族労働 2人 ピーク時2名雇用
しいたけ	しいたけ 40,000個 (菌床栽培)	菌床栽培 空調(冷暖房)ハウス 共同選別出荷 保冷库	しいたけ 28,000 kg (菌床1000個当たり700kg)	経営主2,000時間 +補助者1,600時間 +雇用者196時間 総労働時間 3,796 時間 (内雇用労働) 196 時間	粗収入 28,840 千円 所得 4,442 千円 家族労働 3人

〔 眉山地区（上八万・一宮下町・入田）／中間部 〕

振興品目 基幹品目 しいたけ、いちご、なのはな、ほうれんそう、ブロッコリー
夏期 ハウスすだち、ししとう、甘長とうがらし、加工用赤しそ

営農類型	経営規模	技術・基本装備	生産量 ()内は10a当たり	労働力	収入・所得 家族労働
水稻 + いちご	水稻 50a いちご(高設栽培) 30a	早期米の推進 高設養液栽培 ウイルスフリー株 ハウス 自動管理装置 無人防除機	水稻 2,450 kg (490) いちご 12,000 kg (4,000)	経営主2,000時間 +補助者1,869 +雇業者1,591時間 総労働時間 5,460時間 (内雇用労働) 1,591時間	粗収入 15,395千円 所得 5,298千円 家族労働 2人
しいたけ	しいたけ 40,000個 (菌床栽培)	菌床栽培 空調(冷暖房)ハウス 共同選別出荷 保冷库	しいたけ 28,000 kg (菌床1000個当たり700kg)	経営主2,000時間 +補助者1,600時間 +雇業者196時間 総労働時間 3,796時間 (内雇用労働) 196時間	粗収入 28,840千円 所得 4,442千円 家族労働 3人
植木	植木(緑化樹) 50a	リフト用貨物車 ポット栽培	植木 62,500本 (12,500)	経営主2,000時間 +補助者1,405時間 +雇業者3,235時間 総労働時間 6,640時間 (内雇用労働) 3,235時間	粗収入 16,875千円 所得 5,752千円 家族労働 2人

〔 加茂名地区／平坦部 〕

振興品目 基幹品目 ほうれんそう、かぶ、いちご、細ねぎ
夏期 枝豆、こまつな

営農類型	経営規模	技術・基本装備	生産量 ()内は10a当たり	労働力	収入・所得 家族労働
水稻 + 細ねぎ	水稻 50a 細ねぎ(年2作) 40a	良質米の推進 ハウス・かん水施設、皮むき 機	水稻 2,450 kg (490) 細ねぎ 16,000 kg (一作2,000)	経営主2,000時間 +補助者2,000時間 +雇業者245時間 総労働時間 4,245時間 (内雇用労働) 245時間	粗収入 13,636千円 所得 7,629千円 家族労働 2人

〔 徳島地区／平坦部 〕

振興品目 基幹品目 軟弱野菜、ほうれんそう、ブロッコリー
夏期 枝豆

営農類型	経営規模	技術・基本装備	生産量 ()内は10a当たり	労働力	収入・所得 家族労働
軟弱野菜	軟弱野菜(年4作) 55a	簡易ハウス・かん水施設	軟弱野菜 24,200 kg (一作1,100)	経営主2,000時間 +補助者2,000時間 +雇業者5,086時間 総労働時間 9,086時間 (内雇用労働) 5,086時間	粗収入 7,817千円 所得 4,403千円 家族労働 3人

〔 国府地区／平坦部 〕

振興品目 基幹品目 ほうれんそう、にんじん、こまつな、ブロッコリー、みずな
夏期 こまつな、夏秋なす、枝豆、ミニトマト

営農類型	経営規模	技術・基本装備	生産量 ()内は10a当たり	労働力	収入・所得 家族労働
水稲 + こまつな + ほうれんそう	水稲 100a こまつな(年3作) 20a ほうれんそう 110a	良質米の推進 良質品種の導入 耐病性品種の導入 播種機 エコファーマー育成	水稲 4,900 kg (490) こまつな 6,600 kg (1,100) ほうれんそう 14,300 kg (1,300)	経営主2,000時間 +補助者2,000時間 +雇用者1,229時間 総労働時間 5,229時間 (内雇用労働) 1,229時間	粗収入 9,953千円 所得 4,411千円 家族労働 2人

〔 北井上地区／平坦部 〕

振興品目 基幹品目 ほうれんそう、ブロッコリー、洋にんじん、ごぼう、こまつな、酪農
夏期 枝豆、こまつな

営農類型	経営規模	技術・基本装備	生産量 ()内は10a当たり	労働力	収入・所得 家族労働
専門酪農	専門酪農 50頭	高能力牛導入バルククーラー、飼料刈り取り及び集草機、サイレーン調整機械・施設、ふん尿処理施設 酪農ヘルパー雇用	専門酪農 400,000 kg (1頭当たり8,000)	経営主2,000時間 +補助者1,772時間 +雇用者50時間 総労働時間 3,822時間 (内雇用労働) 50時間	粗収入 43,720千円 所得 6,120千円 家族労働 2人
水稲 + 洋にんじん	水稲 100a 洋にんじん(個選) 220a	早期米の推進 トンネル栽培 播種機、掘り取り機 洗浄・選別機	水稲 4,900 kg (490) 洋にんじん 110,000 kg (5,000)	経営主2,000時間 +補助者1,270時間 +雇用者133時間 総労働時間 3,403時間 (内雇用労働) 133時間	粗収入 17,688千円 所得 6,282千円 家族労働 2人

〔 南井上地区／平坦部 〕

振興品目 基幹品目 ほうれんそう、ブロッコリー、洋にんじん、トマト、いちご、しいたけ、こまつな
夏期 枝豆、こまつな、夏秋なす

営農類型	経営規模	技術・基本装備	生産量 ()内は10a当たり	労働力	収入・所得 家族労働
水稲 + 洋にんじん + ほうれんそう	水稲 100a 洋にんじん(共選) 250a ほうれんそう 30a	良質米の推進 トンネル栽培 播種機、掘り取り機 耐病性品種の導入 播種機 エコファーマー育成	水稲 4,900 kg (490) 洋にんじん 125,000 kg (5,000) ほうれんそう 3,900 kg (1,300)	経営主2,000時間 +補助者755時間 +雇用者575時間 総労働時間 3,330時間 (内雇用労働) 575時間	粗収入 21,735千円 所得 8,184千円 家族労働 2人

〔 不動地区／平坦部 〕

振興品目 基幹品目 ほうれんそう、ブロッコリー、にんじん、水稲
夏期 枝豆、こまつな

営農類型	経営規模	技術・基本装備	生産量 ()内は10a当たり	労働力	収入・所得 家族労働
水稲 + 枝豆 + ほうれんそう	水稲 100a 枝豆 80a ほうれんそう 100a	早期米の推進 トンネル栽培 播種機、収穫調整機 耐病性品種の導入 播種機 エコファーマー育成	水稲 4,900 kg (490) 枝豆 5,200 kg (650) ほうれんそう 13,000 kg (1,300)	営主2,000時間 +補助者1,600時間 +雇用者391時間 総労働時間 3,991時間 (内雇用労働) 391時間	粗収入 12,031千円 所得 6,122千円 家族労働 2人
水稲 + ブロッコリー + ほうれんそう	水稲 100a ブロッコリー 110a ほうれんそう 90a	早期米の推進 移植機 耐病性品種の導入 播種機	水稲 4,900 kg (490) ブロッコリー 14,300 kg (1,300) ほうれんそう 11,700 kg (1,300)	経営主2,000時間 +補助者1,900時間 +雇用者667時間 総労働時間 4,567時間 (内雇用労働) 667時間	粗収入 12,235千円 所得 4,798千円 家族労働 2人

〔 応神地区／平坦部 〕

振興品目 基幹品目 洋にんじん、ブロッコリー、ほうれんそう、ハウスツルムラサキ、なのはな
夏期 ピーマン、ツルムラサキ(露地)、なし、枝豆

営農類型	経営規模	技術・基本装備	生産量 ()内は10a当たり	労働力	収入・所得 家族労働
水稻 + 洋にんじん	水稻 100a 洋にんじん(個選) 220a	早期米の推進 トンネル栽培 播種機、掘り取り機 洗浄・選別機	水稻 4,900 kg (490) 洋にんじん 110,000 kg (5,000)	経営主2,000時間 +補助者339時間 +雇用者109時間 総労働時間 2,448時間 (内雇用労働) 109時間	粗収入 17,688千円 所得 6,282千円 家族労働 2人

〔 川内地区／平坦部 〕

振興品目 基幹品目 かんしょ、れんこん、カリフラワー、だいこん、水稻
夏期 ハウスれんこん

営農類型	経営規模	技術・基本装備	生産量 ()内は10a当たり	労働力	収入・所得 家族労働
ハウスれんこん + れんこん	ハウスれんこん 50a れんこん 80a	品種更新による品質向上 ハウス施設、掘り取り機 トンネル栽培	ハウスれんこん 6,500 kg (1,300) れんこん 16,000 kg (2,000)	経営主2,000時間 +補助者1,270時間 +雇用者133時間 総労働時間 3,403時間 (内雇用労働) 133時間	粗収入 17,170千円 所得 7,633千円 家族労働 2人
かんしょ + だいこん	かんしょ 140a だいこん 35a	ウイルスフリー株の導入 マルチャー、掘り取り機 洗浄機、貯蔵庫	かんしょ 42,000 kg (3,000) だいこん 28,000 kg (8,000)	経営主2,000時間 +補助者1,270時間 +雇用者2,782時間 総労働時間 6,052時間 (内雇用労働) 2,782時間	粗収入 13,744千円 所得 4,469千円 家族労働 2人

第3章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1章に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に徳島市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、徳島市における主要な営農類型についてこれに示すと次のとおりである。

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法等	適用地域
ねぎ	青ねぎ（ハウス） 20a（10a、年2作） 青ねぎ（露地） 80a（40a、年2作） 粗収益 11,200千円 所得 3,097千円 総労働時間 3,327時間 家族労働 2.0人	<資本装備> 管理機 動力噴霧機 ねぎ皮むき機 軽四トラック トラクター 冷蔵庫 <経営の特徴等> ・ねぎは、単作栽培で年2作以上を目指す。	・ハウスもしくはネット施設、簡易ネット等を活用し、病害虫や災害の影響を受けにくい環境を整える。 ・播種期に適合する品種を選定し、計画的な出荷に努める。	平坦部
ほうれんそう + 枝豆 + 水稲	ほうれんそう 100a 枝豆 50a 水稲 50a 粗収益 8,943千円 所得 4,646千円 総労働時間 3,306時間 (うち雇用労働) 354時間 家族労働 1.5人	<資本装備> 乗用トラクター トラクター 野菜播種機 田植機 コンバイン 冷蔵庫 脱莢機 <経営の特徴等> ・ほうれんそうは、露地栽培、トラクター野菜播種機を使用する。 ・枝豆は、露地栽培。	・ほうれんそうは、播種期に適合する品種を選定し、計画的な出荷と労力の分散により面積拡大を図る。 ・ほ場の透水性改善と土作りを励行する。 ・枝豆は、播種期をずらし、計画的な作付けによる労力配分を図る。	全域
洋にんじん + 枝豆 + 水稲	洋にんじん 120a 枝豆 40a 水稲 80a 粗収益 11,662千円 所得 4,496千円 総労働時間 1,963時間 家族労働 1.5人	<資本装備> 乗用トラクター 洗浄機 堀取機 選果機 脱莢機 田植機 コンバイン <経営の特徴等> ・洋にんじんは、大型のトンネル栽培。 ・枝豆は、露地栽培。	・洋にんじんは、地域に適合する品種を選定し、計画的な出荷と労力の分散により面積拡大を図る。 ・ほ場の透水性改善に土作りを励行する。 ・トンネルの大型化による前進出と生産安定、作業環境の改善を図る。 ・枝豆は、は種期をずらし、計画的な作付けによる労力配分を図る。	平坦部

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法等	適用地域
ハウスいちご	促成いちご 20a 粗収益 9,904千円 所得 3,377千円 総労働時間 3,500時間 (うち雇用労働) 590時間 家族労働 1.5人	<資本装備> ビニールハウス 20a トラクター 暖房機 <経営の特徴等> ・いちごはハウスの促成栽培とする。	・育苗の分業化や暗黒低温処理技術等により夏期育苗作業の軽減を図る。 ・大玉果生産、作型の組み合わせを行い、収穫・調整作業の軽減を図る。 ・土作りの励行、摘花、電照、温度管理の基本的な栽培管理を適切に行い、疲れを軽減することで収量の増大を図る。	全域
ハウスきゅうり	促成きゅうり 20a 粗収益 14,291千円 所得 5,013千円 総労働時間 3,748時間 (うち雇用労働) 886時間 家族労働 2.0人	<資本装備> ビニールハウス 20a 暖房機 換気扇 トラクター <経営の特徴等> ・きゅうりは促成栽培の長期1作型とする。	・農業協同組合等共同選果施設を活用し、収穫・調整作業の軽減化を図る。 ・多層被覆、暖房機、換気扇等を導入し変温管理を適正に行い、草勢の維持と省力的管理を行う。 ・整枝方法を改良し、労力の軽減を図る。	中間部
すだち	ハウスすだち 無加温 10a 露地・貯蔵すだち 50a 粗収益 8,778千円 所得 4,523千円 総労働時間 2,603時間 (うち雇用労働) 664時間 家族労働 1.5人	<資本装備> ビニールハウス 換気施設 中小型作業管理機 貯蔵庫 <経営の特徴等> ・ハウスと露地の組み合わせにより、労力分散を図る。	・ハウス栽培は、樹勢の維持と品質向上を図る。 ・傾斜地では、園内作業道を設置する。 ・低樹高栽培により労力軽減を図る。 ・長期貯蔵技術の向上、加工品比率の低下を図り計画的出荷による安定販売を目指す。	中間部
みかん	みかん(露地早生) 50a みかん(露地晩生) 180a みかん(普通加温ハウス) 20a 粗収益 22,344千円 所得 3,007千円 総労働時間 3,525時間 (うち雇用労働) 264時間 家族労働 2.0人	<資本装備> ビニールハウス 暖房機 換気扇 管理機 動力噴霧機 運搬機 刈払機 軽四トラック 貯蔵庫 <経営の特徴等> ・ハウスと露地との組み合わせ、及び露地では極早生～晩生品種の組み合わせにより、労力分散を図る。	・優良品種の導入や改植、園内道の整備など省力他収益な園内整備を目指す。 ・ハウス栽培や露地の高糖系品種についてはマルチ栽培の導入を図る。 ・高糖系品種については、園地別交互結実法など隔年結果対策に努める。	中間部

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法等	適用地域
水稲 + なのはな + 枝豆	水稲 100a なのはな 50a 枝豆 40a 粗収益 6,995千円 所得 3,401千円 総労働時間 2,482時間 家族労働 2.0人	<資本装備> 乗用トラクター 動力噴霧機 田植機 自脱型コンバイン 循環型乾燥機 籾すり機 管理機 移植機 軽四トラック <経営の特徴等> ・なのはなは露地栽培。	・なのはなは播種期に応じた品種を選定し、計画的な出荷と労力の分散を図る。また、適期収穫に努める。	全域
しいたけ (生・菌床)	購入菌床 30,000個 粗収益 21,630千円 所得 3,332千円 総労働時間 2,349時間 (うち雇用労働) 149時間 家族労働 1.5人	<資本装備> 発生棟 空調機 保冷車 軽四トラック <経営の特徴等> ・菌床購入栽培	・菌床購入により、労働費の低減を図る。 ・出荷も共同選果施設を活用	中間部
シンビジウム (切り花)	シンビジウム(切花) 30a 粗収益 15,750千円 所得 4,209千円 総労働時間 6,196時間 (うち雇用労働) 1,955時間 家族労働 2.0人	<資本装備> ビニールハウス 30a 固定ベンチ 灌水施設 暖房機 動力噴霧機 ラップ機 軽四貨物 <経営の特徴等> ・品種と温度管理の組み合わせによる10月～3月の連続出荷とする。 ・緩効性被覆肥料の施肥、花芽誘導具の装着冬季低温管理により省力・低コストを図る。	・収益性の高い品種は株分けを行うが、収益性の低い品種は更新して消費者ニーズに合致した品種の導入に努める。 ・投資額、経営費が高額なため、省力・低コスト化と経営の計数管理を十分に行い、企業的な経営を目指す。	全域
かんしょ + だいこん	かんしょ 100a だいこん 50a 粗収益 11,480千円 所得 3,805千円 総労働時間 4,675時間 (うち雇用労働) 875時間 家族労働 1.5人	<資本装備> 育苗ハウス 貯蔵庫 乗用トラクター 堀取機 洗浄機 挿苗機 ブームスプレイヤー <経営の特徴等> ・かんしょは、早堀と貯蔵を組み合わせた体系で、優良種苗の確保による品質の向上を図る。 ・だいこんは、早出しから春出し用の品種を組み合わせることで収穫作業の軽減を図る。	・かんしょの優良品種の選定により高品質生産を進める。 ・かんしょの貯蔵技術を確認し腐敗率を低下する。 ・暗渠排水等は場環境の改善を図る。 ・だいこんは、は種期をずらし、計画的な作付けによる労力配分を図る。 ・土壌消毒剤の揮散に注意する。	平坦部

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法等	適用地域
れんこん	トンネル 40a 露地 60a 粗収益 13,218千円 所得 5,809千円 総労働時間 2,548時間 (うち雇用労働) 294時間 家族労働 1.5人	<資本装備> ビニールトンネル 乗用トラクター 洗浄機 れんこん堀取機 <経営の特徴等> ・トンネル、早生品種を組み合わせて、収穫作業の軽減を図る。	・栽培体系を再検討し、品質、収量低下の防止を図る。 ・土壌タイプ別の施肥技術の確立。 ・自動洗い機等省力化技術の導入。	平坦部
水稲 + ツルムラサキ + ブロッコリー	水稲 100a ツルムラサキ 50a ブロッコリー 130a 粗収益 19,611千円 所得 4,581千円 総労働時間 3,637時間 家族労働 2.0人	<資本装備> ビニールハウス 乗用トラクター 田植機 自脱型コンバイン 循環型乾燥機 籾すり機 移植機 動力噴霧機 <経営の特徴等> ・ツルムラサキは一部ハウスもしくはトンネル栽培 ・ブロッコリーは、プラグ苗の機械移植とする。	・ツルムラサキは土づくり等による地力の向上、簡易被覆施設を含めた施設化を推進し、安定生産・周年供給体制を確立させる。 ・ブロッコリーは、労力の分散を図るため、計画的な作付を行う。 ・利用権設定、作業受託等により経営の拡充を図る。	平坦部
水稲 + ブロッコリー	水稲 100a ブロッコリー 200a 粗収益 11,160千円 所得 3,270千円 総労働時間 4,021時間 家族労働 2.0人	<資本装備> ビニールハウス(育苗用) 乗用トラクター 田植機 自脱型コンバイン 循環型乾燥機 籾すり機 移植機 <経営の特徴等> ・ブロッコリーは、プラグ苗の機械移植とする。	・水稲はコシヒカリを中心に、作期、品種を組み合わせることで労力の分散を図る。 ・ブロッコリーは、労力の分散を図るため、計画的な作付を行う。 ・利用権設定、作業受託等により経営の拡充を図る。	全域
ユリ	オリエンタル系ユリ 11月 20a 4月 20a 8月 10a 粗収益 15,886千円 所得 3,760千円 総労働時間 1,961時間 (うち雇用労働) 755時間 家族労働 1.5人	<資本装備> ビニールハウス 50a 冷蔵庫 トラクター 管理機 ノズル灌水装置 動力噴霧器 温風暖房機 軽トラクター <経営の特徴等> ・抑制、促成、季咲きを組み合わせ、年3作として増収と労力配分を配る。	・球根購入費が高額となるため、植え付け球根の1/3は切り下球根を利用して種苗費を低減させる。 ・夏場の空きハウスは土作りに取り組む。	全域

営農類型	経営規模	生産方式	生産・経営管理の方法等	適用地域
水稲 + こまつな + ほうれんそう	水稲 100a こまつな 20a ほうれんそう 100a 粗収益 7,931千円 所得 3,680千円 総労働時間 3,577時間 家族労働 2.0人	<資本装備> 田植機 自脱型コンバイン 循環型乾燥機 籾すり機 移植機 乗用トラクター 野菜播種機つきトラクター 管理機 動力噴霧機 軽四トラック <経営の特徴等> ・こまつなは露地栽培、基本ネットがけ栽培。 ・ほうれんそうは、露地栽培、トラクター野菜播種機を使用する。	・こまつなは防虫ネットを活用・被覆し、病害虫対策の徹底に努める。優良品種を選定する。 ・ほうれんそうは、播種期に適合する品種を選定し、計画的な出荷と労力の分散により面積拡大を図る。 ・ほ場の透水性改善と土作りを励行する。	全域
酪農 (単一経営) (繋ぎ方式・自給飼料有)	経産牛 25頭 飼料自給率 20% 飼料作付 延べ3ha 21,860千円 所得 3,060千円 総労働時間 3,772時間 (うち雇用労働) 50時間 ※酪農ヘルパーを雇用・雇用経費23万円 家族労働 1.5人	<資本装備> 搾乳牛舎、育成牛舎、飼料タンク、ウォーターカップ、バルククーラー、バークリーナー、パイプラインミルカー、湯沸器、堆肥舎(通気堆積型)、堆肥保管庫、汚水槽、攪拌曝農機具格納庫、トラクター、フロントローダー、堆肥散布車、尿散布機(牽引式)、鎮圧ローラー、ディスクモアー、テッターレーキ、ロールベアラ、ベールラッパー、ベールグリッパー、トラック <経営の特徴等> ・飼料作物は、大型機械化体系 ・自動給餌体系 ・乳牛経産牛常時飼養頭数 25頭 ・常時搾乳頭数 21頭 ・分娩間隔 13カ月 ・乳脂率 3.8% ・初産年齢 26カ月	・牛群検定を実施し、固体秘乳能力の向上に努める。 ・受精卵移植技術を活用した牛群の改良を行う。 ・環境保全を図るため、家畜糞尿は土地還元を行い、併せて粗飼料の高位生産を図る。余暇を創出する。 ・粗飼料の収穫調整は共同作業を行い、過重労働の防止に努める。	全域 (土地条件に制約の少ない平坦地、緩傾斜地)

第4章 第2章及び第3章に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である渭東ネギやかんしょ、しいたけなど多品目の園芸作物を中心に農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県農業支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業支援センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを本市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議

の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ・県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

- ・個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報 収集・相互提供

本市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

上記第2章に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の集約についての目標は、次のとおりである。

1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
おおむね 67 %	1 基幹的農作業（例－水稻については耕起、田植え、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。 2 目標年次は、おおむね10年後とする

2 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の集約についての目標

農業者が経営する農地が分散している状況にある中で、認定農業者等担い手の経営する農用地も分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっている。

このため、第2章に掲げるこれら効率的かつ安定的な農業経営体が農用地を効率的に利用し得るよう、これらの経営体に対し農用地を集約し、その割合が高まるよう措置する。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市の農業は、第1章に記すとおり、京阪神地域を中心とする大消費地域への生鮮農産物の供給産地として発展し、多品目の農産物の生産と多様な経営体が存在し、他産地に例の少ない個性豊かな生産地を形成している。

水田については、条件の良い農用地では認定農業者等担い手への集積がみられるものの、条件の悪い農地は借り手もなく耕作放棄地になる恐れがあるため、農業委員会による農地利用調整等を進めるほか、農地中間管理機構との連携を図る。

また、市街地周辺地域では、転用期待による農地価格の高止まりが見受けられる状況にあり、農用地の売買や貸借による認定農業者等担い手への集積は困難な状況にある。

このような状況を背景として、認定農業者等担い手への農用地の利用の集積状況は、39.3%（令和5年3月末現在）にとどまっている。

以上を踏まえ、地域ごとの農用地の効率的かつ総合的な利用については、次により進めることとする。

- (1) 平坦部の平地農業地域においては、市街化調整区域の農用地を貸したい者・借りた
い者をさらに洗い出し、農用地の集積を進め、有効活用を図り、耕作放棄地の発生防
止に努める。対象地区内の農用地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、
入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対
応していく。
- (2) 中山間地域の中間農業地域においては、将来の担い手が不足しており、地域の高齢
化は加速している状況である。このため、地域でまとまった機械の共同利用やサポー
ト体制を構築し、儲かる農業を目指して新たな農業者の確保・育成ができるようにし
ていく。
- (3) 中心都市部の都市的地域においては、市街化区域の農用地が多く、農地中間管理事
業の対象にならない農用地のため集積が進まない。また、担い手不足が深刻化してお
り、地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望す
る認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
- (4) 本市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・
団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまと
まった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、
担い手への農用地の集積を加速する。
- (5) 中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、
中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促
進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するほか、保全管理
等の取組を進める。

第6章 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、徳島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、多様かつ付加価値の高い農業生産の展開、農業従事者の高齢化と兼業化、農地利用の分散化等本市農業の地域特性を踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権の設定等を促進する事業
- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの事業については、地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、本市全域を対象として地域の重点施策と連携して積極的な取組みを行い、面的な集積が図られるよう努めるものとする。

ア 利用権設定等促進事業については、各地域ごとの農家の規模拡大・縮小、農作業受委託等の意向を把握し、農業委員会等の関係機関と協力して、農用地の出し手の掘起しと担い手への農地が面的に集積することが可能となるように農地中間管理事業を積極的に活用する。また、土地改良事業に伴う換地を契機とした利用権の設定、農作業受委託の推進によって担い手への農地利用の集積を図る。

本事業については、水稻、露地野菜を中心に市街化区域を除く本市全域において取り組むこととするが、特に、北部地区（川内、応神）及び西部地区（不動、北井上、南井上、国府）においては、農地の貸付・借入傾向が強いので重点的に取り組む。

イ 農用地利用改善事業については、地域の農業者等の合意のもとに作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善等を目指す地域において、地域の農用地の有効利用に関する合意形成と農用地利用改善団体の設立を推進する。また、特に担い手の不足が見込まれる地域においては、地域の農業者等の合意のもとに地域の農用地を引き受ける「特定農業法人」及び「特定農業団体」の設立を推進する。

1 利用権の設定等を促進する事業に関する事項

- (1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法

ア 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物であるブロッコリー等の農繁期を除いて設定することとし、地域の重点施策と連携して積極的に取り組む。

イ 開催に係る情報提供の方法

本市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

ウ 参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の推進員、土地改良区、県、その他の関係者

エ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア) の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ) の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の(ア)の区域の関係者が(ウ)の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

オ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産課に設置する。

② 第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

③ その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業に対する意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、農地移動適正化あっせん基準に適合している者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、その他、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第356号）による改正前の農業経営基盤強化促進法施行

令（昭和55年政令第219号）（以下、「旧政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受ける事ができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(3) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(4) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「令」という。）第3条第2号の地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から開発事業計画を提出させる。

- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときは農用地利用集積計画の手続きを進めるものとする。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(5) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 本市は、(6)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(6) 申請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申出ることができる。
- ④ 本市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地中間管理機構は、その区域内の農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②及び④に定める申出を行う場合において、(5)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申出する場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の50日前までに申出するものとする。

(7) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(6)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(6)の②から④の規定による農地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(2)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(8) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(2)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等(2)の④に定める者である場合については、貸借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(2)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2第1項で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について本市長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ロ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(9) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(8)の②に規定する土地ごとに(8)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が10年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(10) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(6)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(8)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(11) 公告の効果

本市が(10)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(12) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(13) 農業委員会への報告

本市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農

用地の利用状況の報告があった場合は、その写しを本市農業委員会に提出するものとする。

(14) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(15) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(10)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(2)の④に規定する者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化法（以下「旧法」という）第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (10)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(2)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の掲示板への掲示その他所定の手段により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益財団法人徳島県農業開発公社に連絡して協

力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益財団法人徳島県農業開発公社との連携の下に、同公社の業務の一部を受託等することによって徳島市内の事業の実施の促進を図る。

(2) 本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき農業経営基盤強化促進法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付24経営第564号農林水産省経営局長通知)」参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出し、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の規定に基づき認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が本市の基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
- ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど旧政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、

次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規定の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規定」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援

助に努める。

- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業支援センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人徳島県農業開発公社）等の指導、助言を求めてきたときは、徳島市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

(1) 農作業の受委託の推進等

本市は、水稻をはじめ野菜、果樹等の農作業の受委託を促進するため、県、農業協同組合等と連携して次の施策を進める。

- ア 水稻をはじめ野菜、果樹等の比較的高度な農作業を受託する組織（ファームサービス事業体）を積極的に育成するとともに、現に存在する農作業受託組織を含め、共同利用機械等農作業受委託組織の資本装備に対する支援を行う。
- イ 農業協同組合及びその支所に農作業の受委託のあっせん等を行う窓口を設置し、農作業の受委託の円滑化を図る。
- ウ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等を勘案した農作業受託料金の適正化を図る。
- エ 農作業受託組織の育成、農作業受委託のあっせん等により農作業の受委託を促進し、農作業の部分委託から全面委託、そして農地の賃貸借、利用権の設定への移行を進める。

(2) 地域計画の実現に向けた取組

担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、ファームサービス事業体等による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事業

(1) 農業経営改善計画認定制度の推進

農業経営改善計画の認定制度は、本構想で示した農業経営の目標に向けて自ら創意工夫によって経営規模の拡大、複合化、集約化等によって経営の改善を進めようとする農業者を本市が将来にわたる地域農業の担い手として認定し、これらの認定農業者に対し支援措置を重点的に講じていくものである。

本市は、本制度の普及を図るとともに、地域の関係者の理解と協力の下に本構想に示した農業経営又はこれに準ずる経営の目標に向けて経営の改善を進めようとする農業者を積極的に認定し、これらの認定農業者に対して農業経営基盤強化のための支援

措置を重点的に実施する。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との関係

本市は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 本市は、農業生産基盤とともに、都市部に比べて立ち遅れている生活道路、排水施設、集落排水処理施設等の農村の生活環境の整備を促進する。
- ② 本市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制

徳島市農業再生協議会を中心に、農業者にとって気軽な相談窓口である農業協同組合各支所との連携により、従来の営農指導に加えて、農作業受委託のあっせん、農地利用調整の窓口、資産管理、農業情報の提供等を行う。

また、必要に応じて、徳島県担い手育成総合支援協議会とも連携し、経営、税金、流通など各分野の専門家をアドバイザーとして配置する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、徳島市農業再生協議会と相互に連携を図りながら協力することとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第7章 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成6年4月12日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成14年3月31日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成16年3月1日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成19年3月5日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成21年8月20日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和2年12月7日から施行する。
- 9 この基本構想は、令和5年7月31日から施行する。

別紙1（第6章の1(2)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・旧法第18条第3項第2号イ及びロに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効果的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・旧法第18条第3項第2号ロに掲げる要件
- 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効果的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8条に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効果的に利用することができることと認められること。

別紙2（第6章の1(3)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は10年以内（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて10年以内とすることが相当でないと認められる場合は、10年を超える存続期間とすることができる。</p> <p>2 農地中間管理権の存続期間については、農地中間管理事業規程に定めるものとする。</p> <p>3 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>4 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農業上の利用の目的ごとにそれぞれ農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者間双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等ごとに、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。